

第10期豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第10期豊見城市高齢者保健福祉計画策定業務

2 計画策定の目的

本業務は老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項に基づき第10期豊見城市高齢者保健福祉計画を策定するものである。今回の策定は令和9年度から令和11年度までの3ヶ年計画で、本市における高齢者に関する福祉・介護保険等のニーズを的確に把握し、高齢者福祉、老人保健、介護保険等全般にわたる課題・問題点を抽出し分析することにより、地域の実情や特性を活かした計画策定業務を委託するものである。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月17日

4 契約方法

提案内容及び見積価格による随意契約とする

5 予算限度額

2,007,000円（消費税含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、委託業務の規模を示すためのものである。

6 委託業務の内容

第10期豊見城市高齢者保健福祉計画策定に係る業務全般について支援すること。

(1) 現在の高齢者を取り巻く実態の分析

① 現行計画の現状分析及び評価

・令和7年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」をもとに事業の評価を行う。(必要に応じ関係各課及び関係機関等のヒアリングを行う。)
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」PDFデータは提供可

(2) 高齢者福祉施策の方向性の策定

① 高齢者福祉施策の現状分析とともに、今後の方向性を策定する。

(3) 介護保険事業量の見込量の確認（沖縄県介護保険広域連合との連携）

① 沖縄県介護保険広域連合が示す今後必要な利用件数見込量を確認し、そのサービス供給の確保のための方策を策定すること。また、サービス別等必要項目を網羅し分かりやすい資料作成に努めること。

② 被保険者等の見込量の確認

沖縄県介護保険広域連合が示す被保険者、要介護認定者、介護利用(受給)者の推計等見込量の確認、必要に応じて修正等を行うこと。

(4) 策定委員会への出席と運営支援

① 受託者は会議の開催通知、資料の作成及び配布（配布又は郵送は開催日の1週間前）、会議への出席、資料の説明及び議事録の作成など運営にかかる支援全般を行う。

＊策定委員会 5回程度 策定委員10名以内

＊内部会議 2回程度（関係課長等会議）

＊会議に必要な書類は委託費に計上可

② 市担当者との打ち合わせ（適宜）

(5) 計画書等の作成

素案作成から最終案決定までの検討及び調整作業については、本市担当課と協議しながら行う。

- ① 関係する国や県、市の上位計画や他の計画との整合性を保つこと
- ② 国や県、他市町村の動向を注視し、計画に反映させること
- ③ 成果品については分りやすく、見やすいレイアウト並びに文書表現に努めること

7 成果品

- (1) 第10期豊見城市高齢者保健福祉計画（A4版 表紙：フルカラー、本文：モノクロ 概ね80頁） 120部
- (2) 第10期豊見城市高齢者保健福祉計画概要版（4色刷り 8頁） 120部
- (3) 上記及び電子データ（エクセル、ワード、PDF等のファイル）、調査結果、推計結果等一式

8 提出書類

受託者は、契約締結後14日以内に業務履行のための実施体制を整え、次の事項について書面により届け出を行うものとする。

- (1) 業務実施方法書（任意様式）
- (2) 業務工程表（任意様式）
- (3) 業務管理者報告書（任意様式）

9 検査

本業務実施中、受託者は、必要に応じて委託者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。

10 注意事項

- (1) 会議の日程調整、会議室の準備については、福祉健康部障がい長寿課が行う。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、本市の関係職員と十分協議してすすめること。
- (3) 委託業務に関し委託者から提出されたデータは、この委託業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は、速やかに返却すること。
- (4) 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報に関する処理は自ら行い、本業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (5) 受託者は成果物の提出後であっても、その不備が発見された時は速やかに受託者の費用をもって、加筆または訂正すること。
- (6) 本業務により得られた成果、著作権はすべて豊見城市に帰属するものとする。
- (7) 当仕様書に定めがない事項及び計画策定業務において疑義が生じた場合は、必要に応じ協議し、円滑な作業の推進に努めるものとする。